

2008年度（平成20年度）
事業報告

— 目 次 —

1 海外の関係機関との連絡調整及び情報の収集・提供	1
（1）送出し国政府とJITCOとの定期協議・意見交換	
（2）受入れ機関及び送出し機関に対する助言と支援	
（3）送出し国の多様化・活性化	
（4）帰国生ネットワーク化事業の推進	
（5）適正かつ円滑な送出しのための各国語版の資料を活用した制度の周知	
2 研修生・技能実習生の入国・在留手続等に関する支援	6
（1）研修生・技能実習生の入国・在留等に関する相談の実施	
（2）技能実習生を予定する研修生の国際職業紹介・斡旋業務の推進	
（3）研修生受入れ事業の評価・認定の推進	
（4）入国・在留関係申請書類の事前点検事業の推進	
（5）入国・在留関係申請書類の取次ぎ事業の推進	
3 研修から技能実習への移行等に関する支援・指導	9
（1）技能実習移行対象職種の拡大への取組み	
（2）研修から技能実習への移行申請受理と移行評価の実施	
4 研修・技能実習の成果向上に関する支援	9
（1）研修生・技能実習生の受入れに関する総合的な相談援助	
（2）研修生・技能実習生に対する技能指導及び生活指導の支援	
（3）研修生・技能実習生に対する日本語教育の支援	
（4）教材等の開発及び提供	
（5）研修生・技能実習生の技能修得の促進	
（6）外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会への支援等	
5 研修・技能実習の適正実施に関する指導	12
（1）研修・技能実習に係る基準・ルールの普及徹底	
（2）個別受入れ機関に対する調査・指導	
（3）受入れ団体等に対する助言・指導	
（4）新規受入れ団体に対する適正化支援	
（5）研修生・技能実習生の失踪・不法就労防止対策の推進	
（6）受入れ機関の不適正事案への対応	
（7）国の行政機関等との会議の開催	
6 研修生・技能実習生の安全・衛生の確保と災害補償	16
（1）労災事故防止のための助言・支援活動の推進	

- (2) 日常生活における事故・疾病防止のための助言・支援活動の推進
- (3) 研修生・技能実習生に対する補償対策の推進

7 研修生・技能実習生に対する母国語情報提供と相談支援 ----- 18

- (1) 研修生・技能実習生に対する母国語情報提供
- (2) 研修生・技能実習生に対する母国語相談等の実施
- (3) 継続が困難となった研修生・技能実習生に対する支援

8 研修・技能実習に関する広報・啓発の展開 ----- 19

- (1) JITCO 交流大会
- (2) 実務セミナー・相談会等の開催及び支援
- (3) 広報活動の推進

9 調査研究事業の推進 ----- 21

- (1) 外国人研修・技能実習制度に関する調査研究事業
- (2) 帰国した研修生・技能実習生に関するフォローアップ調査
- (3) 技能実習生の技能習得状況、賃金実態調査の実施
- (4) 研修制度の利用状況に係わる実態調査の実施

10 財団としての管理運営業務の推進 ----- 22

- (1) 財団の健全経営の推進
- (2) 財団の管理運営
- (3) 財団の事業推進体制の整備
- (4) 賛助会員の募集・管理

【2008年度事業報告】

1 海外の関係機関との連絡調整及び情報の収集・提供

研修生・技能実習生の受入れが円滑かつ適正に行われるために、JITCOは、送出し国政府窓口との間で、協力体制をとることを文書で確認している（この文書をR/Dという。技能実習制度発足に伴いR/Dに追加した文書を補足R/Dという。）。2008年度末現在、R/Dを取り交わした送出し国政府窓口は、15ヶ国16機関である。JITCOは、これらの窓口と、毎年、定期協議をはじめとする様々な協力、交流を行っている。

また、各政府窓口は、適切と認められる送出し機関を選定して、その情報をJITCOへ提供している（こうした送出し機関を「認定送出し機関」という。）。2008年度末現在、認定送出し機関は15ヶ国で523機関であり、前年度と比較して35機関増加した。

(1) 送出し国政府とJITCOとの定期協議・意見交換

① 送出し国政府との定期協議の実施

2008年度は、中国、フィリピン、タイ、インドネシア、ベトナム、ペルー、ウズベキスタン、モンゴル、スリランカ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ、ネパールの14ヶ国と定期協議を行った。なお、これらの国の内、送出し事業の活性化を図ることを主たる目標として協議を行ったペルー以下ネパールまでの9ヶ国については、協議の概要を「(3) 送出し国の多様化・活性化」の項に記載した。

ア 中国

(ア) 国家外国専門家局（専門家局）との定期協議

2008年4月、専門家局と定期協議を行った。専門家局からは、日本側での受入れ状況の変化や中国国内の派遣機関同士の競争激化により、派遣条件に影響が出ており、専門家局として派遣管理の厳格化を図り、技術・技能を中心とする研修生の質の向上や日本の関係団体（大企業や技術力の高い企業）との連携を強化しているとの説明があった。JITCOからは、改訂法務省指針について説明を行い、保証金の適正化や帰国後のフォローアップ等について送出し機関への指導に努めてほしいと要請した。

（注）改訂法務省指針とは、2007年12月に改訂された「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」のことである。

(イ) 中日研修生協力機構（中日機構）との定期協議

2008年5月、中日機構と定期協議を行った。中日機構からは、研修生の権利保護や負担の軽減、送出し機関の業務の適正化等の観点から「赴日研修生・技能実習生サービス料徴収暫定規則」を制定し、送出し機関が研修生や受入れ機関と契約を結ぶ際の基準を明確化したとの取組みが示された。JITCOからは、改訂法務省指針や2007年の不正行為認定の状況について説明し、送出し機関に対する適正化指導を強化してほしい旨を伝えた。中日機構とは11月に開催された送出し機関向け現地説明会の際にも協議を行い、同機構側より、今般国务院の決定により、旧労働和社会保障部（現人力資源和社会保障部）が所管していた海外就労仲介管理に関する権限が、同機構を管轄する商務部に移管されることとなったとの説明があった。

イ フィリピン

2008年7月、労働雇用省技術教育技能開発庁（TESDA）と定期協議を行った。JITCO

からは、フィリピンからの送出し状況、不正事例に対するJITCOの対応状況について説明を行った。一方TESDAからは、TESDA施行規則について改訂作業中であるとして、研修生・技能実習生の失踪防止対策としての保証保険（Surety Bond）制度の採用を検討していること、TESDAの認定委員会が送出し実績や研修生・技能実習生からの苦情件数等を勘案し審査を行っている送出し機関の認定更新について、従来の2年毎から半年毎に変更するとともに、TESDAの国内16地域事務所との連携の下、認定委員による四半期毎の送出し機関事務所視察を決定したことにつき説明があった。

ウ タイ

2008年9月、労働省雇用局（DOE）と定期協議を行った。JITCOからは、タイからの送出し状況につき、失踪者数が増加傾向にあることを指摘して、DOEに注意喚起するとともに、改訂法務省指針の要点及び日本国内での制度改正に向けた議論の概要につき説明した。これに対し、DOEからは、事前教育の徹底や質の高い研修生選抜のため、送出し機関の監督に努めていること、また、失踪問題については、DOE独自の原因調査を実施したことの説明があった。

エ インドネシア

2009年1月、労働移住省（MOM&T）訓練・生産性開発総局と定期協議を行った。MOM &Tからは、JITCOとMOM&Tとの協力関係を更に強化したいこと、また、受入れ機関及び送出し機関を集めたジョイント・セミナーの実施につき希望が表明された。また、金融危機の影響について、当面、新規送出し数が増えないのはやむを得ないが、途中帰国者が出ないよう、受入れ企業移動等による対処を求めたいとの要請があった。これに対し、JITCOからは、ジョイント・セミナー実施に協力したい旨伝えるとともに、金融危機の影響について、JITCOとしての対応策を説明した。

オ ベトナム

2009年2月、労働・傷病兵・社会省海外労働局（DOLAB）と定期協議を行った。JITCOからは、経済不況に伴う途中帰国や研修生の来日キャンセル等のケースが生じていることを踏まえ、JITCOとして「経済状況悪化対応のための緊急相談窓口」の設置等の対策を講じていることを伝えるとともに、研修・技能実習制度改定の方針等について説明した。それに対しDOLABからは、経済状況悪化に伴う派遣への影響は限定的であると考えているが、研修生・技能実習生が不利益を被らないようJITCOから受入れ機関への指導、支援を行ってほしいとの要請があった。

② 送出し国政府要人等のJITCO訪問の受入れと意見交換

送出し各国政府関係者や在京大使館関係者等のJITCO訪問を受けて、研修生・技能実習生の健全な受入れの推進について情報交換及び意見交換を行った。主な来訪者等は次の通りである。

2008年	4月	スリランカ職業・技能訓練大臣、海外雇用促進福祉大臣来訪 ベトナム労働・傷病兵・社会大臣来訪 中国国家外国専門家局副局长来訪
	5月	ネパール労働・運輸管理省関係者招聘 インドネシア労働移住省関係者来訪
	7月	フィリピン労働雇用省技術教育技能開発庁副長官来訪
	9月	インドネシア労働移住大臣来訪 フィリピン労働雇用省技術教育技能開発庁プロジェクトチーム

長来訪

10月 スリランカ海外雇用庁関係者来訪

11月 中国中日研修生協力機構副会長来訪

③ 送出し国在京大使館との連携強化

研修・技能実習事業の適正な運営に資するため、2008年7月及び2009年1月に、R/D締結国の在京大使等関係者を招いた意見交換会を実施した。二回とも、約15ヶ国から約30名の大使館関係者の出席を得て、JITCO役職員との間で情報・意見交換会を行った。

(2) 受入れ機関及び送出し機関に対する助言と支援

① 受入れ機関及び送出し機関に対する情報提供

ア ホームページによる情報提供や個別照会への対応

受入れ機関に対する支援として、認定送出し機関や送出し国事情等に関し情報の収集に努め、JITCOホームページ等で公表を行うとともに、個別の受入れ機関からの照会に対し必要な情報提供を行った。

また、送出し国政府窓口を通じて、制度の現況や適正な送出し管理の在り方等について、各認定送出し機関に対し情報提供を行うとともに、海外の送出し機関等からの照会への対応を行った。

イ 送出し国向け資料等の配布

送出し機関に対する制度周知の一環として、改訂法務省指針について、外国語版（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、各国語計約7,000部）の作成を行い、送出し国政府窓口及び認定送出し機関等に広く配布した。また、「2008年度版 外国人研修・技能実習事業実施状況報告（JITCO白書）」の英語ダイジェスト版（約400部）を作成し、同様に送出し国政府窓口や認定送出し機関等に配布した。

② 送出し国現地説明会等の開催

研修・技能実習制度の趣旨や仕組み等の周知徹底を図り、適正な送出し業務の推進に資することを目的として、送出し国政府の協力のもと、送出し機関に対する現地説明会及び送出し機関セミナーを実施した。

ア 送出し機関向け現地説明会の開催

送出し実績が多く、問題事例等も散見される国を対象として、制度の最新情勢や適正化のための留意点について更なる周知を図ることを目的に、送出し機関に対する現地説明会を開催した。今年度は、2008年7月にフィリピン、10月に中国、2009年2月にはベトナムと3ヶ国において実施し、改訂法務省指針とその留意事項や、技能実習生の労務管理のポイントと実際のトラブル事例等について、JITCOより具体的に説明を行った。

イ 送出し機関セミナーの開催

送出し実績が比較的少ない国を対象として、送出しの活性化が促進されるよう、日本側の受入れ状況や制度の適正な活用の仕方等について周知を図るべく、送出し国において送出し機関セミナーを開催した。今年度は2008年7月にモンゴル、8月にスリランカ、2009年2月にはミャンマーと3ヶ国で実施した。

(3) 送出し国の多様化・活性化

JITCOは、人づくりニーズが高いにも関わらず現状では送出し実績の少ない国に対し、

送出しの活性化を図るため、送出し国の多様化・活性化事業を実施している。2008年度は、ペルー、ウズベキスタン、モンゴル、スリランカ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュ、ネパールの9ヶ国を対象に定期協議等の場を活用して、活性化協議を行うとともに、受入れ機関と送出し機関の双方の機関が参加するセミナー（ジョイントセミナー）の開催や、送出し国政府窓口関係者の招聘を実施した。

① 活性化のための協議

ア ペルー

2008年4月、国際協力庁（APCI）と協議を行った。JITCOからは、ペルー人研修生の送出し状況とともに、2つの送出し機関についてAPCIや地方公共団体からの推薦状の取得が難しく送出し手続きに支障が生じている現状を説明した。これに対し、JITCOの担当窓口としては、APCIよりも労働・雇用促進省（MTPE）の方が適当であることにつき説明があった。そのため、MTPEとも協議を実施し、JITCOから、ペルー人研修生送出しに係るこれまでの経緯に加え、研修・技能実習制度やJITCOの体制につき説明を行った。MTPE側からは、本制度の下で研修生送出し事業に熱意を持って取り組んでいきたいと考えており、APCIとも協議を行い、ペルー政府としてのJITCO担当窓口を決定したいとの回答があった。

イ ウズベキスタン

2008年7月、ウズベキスタン労働・人口社会保障省（MLSP）国際移住労働者関係庁（AFLMA）との協議を行った。JITCOからは、制度改正の論点や改訂法務省指針の主要な内容について説明した。ウズベキスタン側からは、現在の法制で海外への労働者派遣ができるのは、AFLMAおよびその5つの地方局のみであり、民間企業による海外労働者派遣の手続き・条件を定める新法律案について、関係各省を含む委員会及び国会にて検討中であること等につき説明があった。

ウ モンゴル

2008年7月、モンゴル社会福祉・労働省（MSWL）と定期協議を行った。JITCOからは、法務省指針や制度改定の要点について説明するとともに、特定の送出し機関について失踪者数が増加していることを指摘し、モンゴル側に注意喚起した。MSWLからは、失踪問題については、送出し機関に対して厳しい姿勢で臨むと強調しつつ、帰国生支援について、モンゴルでは、起業支援（輸入関税免除、銀行借入れ優遇）を含む海外労働者派遣法を国会に提出中であるとの説明があった。

エ スリランカ

2008年8月、海外雇用促進福祉省（MFEPW）と定期協議を行った。JITCOからは、スリランカ人研修生の受入れ状況について説明するとともに、送出し機関に対する指導監督を徹底するよう求めた。MFEPWからは、MFEPW及び同省直轄のSLBFEが送出し体制の整備を行うことにつき確認があった。また、送出し機関による不正がないよう、送出し機関を監督し、日本側のニーズに合わせた研修生を選抜して教育すると述べるとともに、JITCOに対しては、在京大使館主催による送出し機関と受入れ機関とのジョイントセミナー開催への協力につき要請があった。

オ カンボジア

2008年12月、カンボジア労働・職業訓練省（MLV）と定期協議を行った。MLVからは、在職要件の緩和により、MLV傘下の職業訓練学校の卒業生を研修生として日本へ送り出せるようにしてもらいたいとの要請があった。JITCOからは、日本の関係当局にはカンボジア側の要望を伝えてある旨説明するとともに、これらの要望について今後ど

のような協力ができるか検討したいと伝えた。その上で、研修生の派遣者数を伸張させる重要なポイントはカンボジア人研修生が受入れ機関から良い評価を受け、カンボジアからの受入れを希望するところが増えることであると説明した。

カ ラオス

2008年12月、ラオス労働社会福祉省（MLS）と定期協議を実施した。協議では、MLSより、今後1～2つの送出し機関を認定し、送出しを行っていくことを検討している旨説明があった。これに対してJITCOより、派遣前の日本語教育は特に重点的に行うこと、そして、研修生の選抜については日本の技術・技能・知識を学ぼうとする意欲のある人を選抜するよう要請した。

キ ミャンマー

2009年2月、ミャンマー労働省労働局（DOL）との定期協議を行った。DOLからは、ミャンマー人研修生の失踪が多発し、その多くが難民申請を行っている旨説明があり、研修手当や賃金の額を上げ、ミャンマー人研修生の難民申請自体を認めないようにすれば失踪は少なくなるとの考えが示された。JITCOからは、研修手当や賃金について、今後も受入れ機関に法令を遵守した支払いを促していきたい旨伝えるとともに、難民申請の件については、ミャンマーの民主化の推進が肝要であることを指摘した。その上で、失踪防止には適切な選抜を行うことが非常に重要であり、技術・技能・知識の習得意欲があり、家族もその目的を理解している人を選抜するよう、送出し機関への指導を要請した。

ク バングラデシュ

2009年2月、海外居住者福利厚生・海外雇用省（MEWOE）と定期協議を行った。JITCOからは、唯一の認定送出し機関であるMEWOE付属の人材雇用・訓練局（BMET）による過去の送出し事案につき、望ましい結果が得られなかったという事実を指摘の上、送出し活性化のためには、送出し機関を新規に認定することが望ましい旨伝えた。これに対し、MEWOEからは、BMETによる研修生の送出しについて、満足できる結果が得られなかったことは遺憾であるが、新たに送出し機関を認定するという考えについては、送出し数が極めて少ない現状では妥当ではなく、今後、送出し人数が増えた時点で検討可能であるとの回答があった。

ケ ネパール

2009年3月、労働・運輸管理省（MOLTM）と定期協議を行った。MOLTMからは、新たに送出し機関を認定することを既に公示し、申請のあった人材派遣会社等につき現在審査中で、近く50機関程度を認定追加する予定であると説明があった。また、認定後の実績を評価した上で、相応しくないと判断した送出し機関については、認定を取消す方針であることにつき言及があった。

② 受入れ機関と送出し機関との交流促進

受入れ機関と送出し機関の交流を促進し、相互協力に基づく研修・技能実習の成果向上を図ることを目的に、2008年4月、「ベトナム送出し機関・受入れ機関ジョイントセミナー」を東京都千代田区で開催し、送出し機関・受入れ機関合計約250名の参加を得た。

③ 送出し国政府窓口関係者の招聘

研修・技能実習の実態や日本の産業についての理解を促進するため、2008年5月、ネパール労働運輸管理省（MOLTM）の関係者を招聘し、関係諸機関との意見交換や、受入れ機関・受入れ企業との面談・視察等を実施した。

(4) 帰国生ネットワーク化事業の推進

研修・技能実習を終えて母国に戻った帰国生が日本で学んだ技術・技能を活かし、より活躍できる環境づくりを目的とした帰国生ネットワーク化事業の強化を図った。

① 政府窓口による帰国生成果事例収集支援及び成果事例集の発行

2007年度に引き続き、成果事例収集につき関係国に対し働きかけを行ったところ、ベトナム労働・傷病兵・社会省海外労働局（DOLAB）がこれに応じ帰国生の成果事例収集を行った。JITCOにおいてこれらの事例を翻訳の上、原文とともに、「2008年度版 外国人研修・技能実習に関する成果事例集」のベトナム帰国生編として30,500部作成し、賛助会員及び関係機関、送出国政府窓口等に配布した。

② 帰国生交流事業の実施

ア フィリピンにおいて、2008年7月、認定送出国機関13機関の帰国生200名余の出席を得て、労働雇用省技術技能開発庁（TESDA）主催の帰国生フォーラムが開催された。
イ ベトナムにおいて、2009年2月、認定送出国機関40機関、帰国生5名の出席を得て、労働・傷病兵・社会省海外労働局（DOLAB）主催の帰国生フォーラムが開催された。

(5) 適正かつ円滑な送出しのための各国語版の資料を活用した制度の周知

① 「送出しマニュアル」の改訂と活用促進

研修生の円滑な送出し支援を目的として作成した「外国人研修・技能実習制度送出国機関の送出しマニュアル」について、改訂法務省指針に則した改訂を行うとともに、外国語版（英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、各国語計約6,700部）の作成を行い、送出国政府窓口及び認定送出国機関等に広く配布した。

② 「研修生派遣前教育ガイドライン」の周知

送出国機関における派遣前教育で行うことが望ましい時間数や内容について、その目安を示した「研修生派遣前教育ガイドライン」（日本語教育編及び研修・生活指導編）を、送出国における各種セミナー等で配付して周知を図った。

2 研修生・技能実習生の入国・在留手続等に関する支援

研修生・技能実習生が我が国に入国・在留するためには、出入国管理及び難民認定法やそれに基づく法務省令等に定める種々の基準に適合する必要がある。JITCOは、受入れ機関等がその基準に適合し、研修生や技能実習生が適正に入国・在留できるよう各種支援を行っている。

(1) 研修生・技能実習生の入国・在留等に関する相談の実施

研修生・技能実習生の入国・在留手続について助言や支援を行うため、JITCOは、法制度、申請手続及び必要書類について、全国各地の企業・団体等からの来訪相談や電話照会に対応した。

2008年度は「受入れ団体入国・在留手続き実務者講習会」を10回（札幌、仙台、東京（2回）、名古屋、大阪（2回）、広島、高松、福岡）開催し、1,058名の参加を得て、書類の作成方法等を説明した。

(2) 技能実習生を予定する研修生の国際職業紹介・斡旋業務の推進

JITCO本部及び各地方駐在事務所は、厚生労働大臣から許可を受けて、技能実習を予定する外国人研修生の職業紹介を無料で行っており、2008年度は日本の受入れ機関に対して5ヶ国から2,333人の候補者を斡旋した。本業務を含めた技能実習制度の円滑かつ適正な推進を図るため、各地方駐在事務所は、所轄地域の地方入国管理局、都道府県労働局等の関係機関と連絡会議を開催し、無料職業紹介の周知を行った。

(3) 研修生受入れ事業の評価・認定の推進

この事業は、受入れ機関の行う研修生受入れ事業が適正で効果的に実施できるかどうか等について、受入れ機関からの申請に基づき、JITCOが評価・認定するものである。

JITCOの評価・認定は、申請書類を精査し、必要に応じ受入れ機関等の調査やヒヤリング等を行うとともに、透明性、公平性を保つため、有識者等から構成される評価委員会の審議を経て行っている。2008年度には評価委員会を21回開催した。

また、このJITCOの評価・認定は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の第6号の2に規定する法務大臣の告示（以下「法務大臣告示」という。）に当たって、出入国管理及び難民認定法施行規則第64条第2項に基づき、外国人の研修に係る専門的評価を行うことができる法人による評価として参考とされている。

2008年度は、評価・認定の申請件数は152件であり、このうち評価・認定した件数は151件（企業単独型：42件、団体監理型：団体2件、企業107件）であった。

なお、2008年度にJITCOの評価・認定を参考として法務大臣告示された件数は、当該年度以前の申請分も含めて、200件（企業単独型：60件、団体監理型：団体2件、企業138件）であった。

(4) 入国・在留関係申請書類の事前点検事業の推進

研修生・技能実習生の入国・在留関係申請書類の点検については、2006年9月に導入したJITCO基幹業務システム（J-BIS）を充分活用し、迅速な点検処理を推進した。また、受入れ機関が入国・在留関係申請書類を作成する際の参考となる「入国・在留諸申請書式と記載例集」の改訂を行ったほか、申請書類作成を支援するためのシステム開発を推進した。

2008年度の書類の事前点検処理件数は、次の通りである。

① 研修生の入国に関する書類

	件数	人数
総数	8,756件	64,063人
(前年比)	(▲75件)	(▲7,705人, ▲10.1%)
(国籍別内訳)		(構成比)
中国	6,800件	51,836人(80.9%)
ベトナム	569件	3,527人(5.5%)
フィリピン	573件	3,367人(5.3%)
インドネシア	274件	2,944人(4.6%)
タイ	234件	1,444人(2.3%)
その他	306件	945人(1.5%)

② 研修生の在留期間更新許可申請に関する書類

	件数	人数
総数	4,863件	13,607人
(前年比)	(▲205件)	(▲343人, ▲2.5%)

③ 技能実習生への在留資格変更許可申請に関する書類

	件数	人数
総数	18,639件	53,344人
(前年比)	(+2,625件)	(+4,643人, +9.5%)
(国籍別内訳)		(構成比)
中国	15,075件	43,264人 (81.1%)
ベトナム	1,545件	4,583人 (8.6%)
フィリピン	904件	2,782人 (5.2%)
インドネシア	701件	1,645人 (3.1%)
タイ	190件	518人 (1.0%)
その他	224件	1,070人 (2.0%)

④ 技能実習生の在留期間更新許可申請に関する書類

	件数	人数
総数	14,734件	43,266人
(前年比)	(+2,402件)	(+5,811人, +15.5%)
(国籍別内訳)		(構成比)
中国	11,934件	35,286人 (81.6%)
ベトナム	1,224件	3,554人 (8.2%)
フィリピン	681件	2,330人 (5.4%)
インドネシア	595件	1,363人 (3.2%)
タイ	133件	366人 (0.8%)
その他	167件	367人 (0.8%)

(5) 入国・在留関係申請書類の取次ぎ事業の推進

JITCOの職員が申請者に代わって地方入国管理局等に申請取次ぎを行った件数は、48,307件・179,817人（在留資格認定証明書関係8,736件・65,064人、研修に係る在留期間更新関係4,835件・13,491人、在留資格変更関係19,203件・55,185人、技能実習に係る在留期間更新関係15,023件・44,248人、再入国関係510件・1,829人）で、2007年度に比べ、件数は6,899件（16.7%）の増、人数は12,147人（7.2%）の増となった。

なお、JITCO基幹業務システム（J-BIS）導入に伴い、2006年10月以降、申請取次ぎを依頼された案件について、依頼者が書類の受理から取次までの進捗状況をWeb上で確認できるサービスを開始し、定着した。

3 研修から技能実習への移行等に関する支援・指導

(1) 技能実習移行対象職種の拡大への取組み

研修から技能実習へ移行する際、研修成果の評価が必要であり、職業能力開発促進法に基づく技能検定職種以外の職種は、JITCO認定評価システムに基づく技能評価試験によって研修成果の評価が行われる。本システムは、検定・資格試験等を実施している公益法人等が行う技能評価制度を踏まえた仕組みであり、研修生が技能実習に移行する際の研修成果の評価の基となるとともに、技能実習生が修得した技能等を認定するための評価システムとして適正と認められるものを、JITCOが「技能等の評価に関する連絡調整委員会」の議を経て認定している。2008年度は、複数の職種について認定申請のための相談を受け、個別に支援・検討を行った。なお、2008年度末現在、JITCO認定の職種・作業は、11職種、34作業となっている。

(2) 研修から技能実習への移行申請受理と移行評価の実施

① 研修成果の評価及び技能実習計画の評価

研修成果の評価については、受験申請事前情報、移行申請書類の期限内の提出の促進及び移行申請書類の迅速かつ的確な評価を行い、試験実施機関と緊密な連携をとることで円滑かつ適正に行った。

また、技能実習計画の評価については、技能実習評価基準に基づき、技能実習計画の評価を適正に行い、専門家等の意見を含めてその適否を判断し、受入れ機関に対して助言指導を行った。その結果については、研修成果の評価と併せて、速やかに地方入国管理局に報告した。

2008年度の技能実習移行申請者数は、63,747人となり、2007年度と比較して3,570人(5.9%)増加した。

国籍別内訳は、中国49,971人、ベトナム5,134人、インドネシア3,731人、フィリピン3,173人、タイ1,161人、その他577人である。技能評価システム別内訳は、技能検定職種45,827人、JITCO認定職種17,920人となっている。

② 職種と対象技能等の明確化

2006年度の「研修成果のあり方等に関する研究会」における検討結果を踏まえ、2008年度は17職種の職種別専門検討委員会を開催し検討を行った。

4 研修・技能実習の成果向上に関する支援

(1) 研修生・技能実習生の受入れに関する総合的な相談援助

研修生・技能実習生の受入れを検討している団体・企業や、既に受入れを実施している団体・企業の研修・技能実習実施に係る来訪や電話による相談に対応し、その総数は8,547件であった。

(2) 研修生・技能実習生に対する技能指導及び生活指導の支援

① 「研修指導員セミナー」及び「生活指導員セミナー」の開催

受入れ団体・企業の研修指導員及び研修指導関係業務担当者等を対象に、研修生・技能実習生に対する指導のための能力及び知識の向上を目的とする「研修指導員セミナー」

を5回（福井市、仙台市、東京都、熊本市、大阪市）開催した。

また、受入れ機関の生活指導員及び生活指導関係業務担当者等を対象に、研修生・技能実習生に対する生活指導の基礎的な知識及び効果的な指導方法の修得を目的とする「生活指導員セミナー」を6回（名古屋市、高松市、奈良市、山口市、東京都、宮崎市）開催した。

② 研修・技能実習の成果事例の収集と提供

第一次受入れ機関及び第二次受入れ機関で実施されている研修指導、生活指導及び集合研修に係る成果事例を収集し、その結果を「2008年度版 外国人研修・技能実習に関する成果事例集」に取りまとめ、賛助会員等への配布やJITCOホームページに掲載し、情報発信を行った。

なお、成果事例集の内容は、第1部が集合研修、研修・生活指導、日本語教育及び担当者座談会、第2部が技能修得支援、安全衛生教育及び活躍する研修生たちの2部構成となっている。

(3) 研修生・技能実習生に対する日本語教育の支援

① JITCO日本語試験の開発

研修生・技能実習生の各段階における日本語学習の成果を評価するため、JITCO日本語試験の開発を進めている。このため、前年度に引き続き、学識経験者等により構成された「外国人研修生日本語教育評価検討委員会」及び「JITCO日本語試験問題開発専門委員会」において、本試験の実施に向け問題作成を進めている。

② 受入れ機関における日本語教育への支援

ア 日本語指導アドバイザーによる指導強化

第一次受入れ機関及び第二次受入れ機関が実施する日本語教育の効果的な実施と内容の充実を図るため、これまでの本部、北海道、東北、関東、東海、関西、中国、四国、九州の各地区に加え、新たに北陸地区に日本語指導アドバイザーを配置し10名体制とし、106件の訪問相談を行った。

イ 「日本語指導セミナー」及び「日本語指導ワークショップ」の開催

研修生・技能実習生の日本語指導を担当する指導者を対象に、日本語指導の重要性の理解を促進し、指導技術の向上を図るため、「日本語指導セミナー」を6回（神戸市、東京都、松山市、札幌市、静岡市、福岡市）開催し、259名の参加を得た。

研修生・技能実習生が、企業で学ぶ日本語学習を「継続学習」というが、この継続学習を効果的に実施するための手法等を、実践例を参考に、各参加者が解決策を協働で考え、現場で使える学習活動を創り出す「日本語指導ワークショップ」を2008年度より3回（東京都、大阪市、名古屋市）開催し、81名の参加を得た。

ウ 「外国人研修生日本語修得支援事業」及び「JITCO日本語奨励事業」の推進

技能実習を予定する研修生の日本語修得の適正な実施を促進するため、一定の要件を充たした日本語集合研修の経費の一部を助成する「外国人研修生日本語修得支援事業」を実施し、延べ623機関（傘下企業2,831社、研修生8,380名）を支援した。

また、研修のみで来日した研修生を対象とした「JITCO日本語奨励事業」を実施し、延べ16機関（傘下企業78社、研修生227名）を支援した。

エ 「日本語教育交流集会」の開催

日本語教育機関との意見交換を目的として「日本語教育交流集会」を東京都と大阪市でそれぞれ開催し、65名の参加を得た。

③ 送出し機関における日本語教育への支援

ア 海外の日本語指導員の資質の向上

新規事業として2008年度はベトナムを対象に、同国の日本語指導員の指導技術の一層の向上を図るため、同国の送出し機関における日本語指導員13名を我が国に2週間招聘し、日本語の教授法等の研修を実施した他、我が国の日本語教育の専門家3名を約1ヶ月同国に派遣し、日本語教授法等に関する研修を実施した。また、より効果的な日本語授業の実施に貢献するため、併せて日本語教育用の教材等の供与も実施した。

イ 「日本語交流会」の開催

派遣前日本語教育に当たる外国人日本語指導員の資質向上に資することを目的として、JITCO日本語試験問題開発専門委員会の委員2名を中国（大連市）に派遣し、派遣前日本語教育担当指導員との「日本語交流会」を開催した。

④ 「日本語作文コンクール」の実施

研修生・技能実習生の日本語能力の向上を目的として、「日本語作文コンクール」を実施し、応募総数は4,646編に上った。

10月に開催された「JITCO交流大会」において、最優秀賞（4編）、優秀賞（4編）、優良賞（26編）の表彰を行うとともに、最優秀賞受賞者による作品の朗読発表を行った。

また、これらの受賞作品に加え、佳作に選ばれた作品（29編）及び応募者全員の氏名を掲載した「外国人研修生・技能実習生日本語作文コンクール優秀作品集」を作成し、賛助会員を始めとする関係者に広く配布した。

（4）教材等の開発及び提供

① 外国人研修生用教材・テキストの作成

JITCOは、職種毎の具体的な作業手順や技能の要点等を簡潔に解説した「外国人研修生向け職種別研修テキスト」を作成・整備している。2008年度は、「電子機器組立て」について出版し、「塗装」及び「プラスチック成形」の2職種について開発中である。

また、JITCOは、研修現場において使用頻度の高い専門用語を200語程度に取りまとめ、日本語と外国語に対訳した「外国人研修生・受入れ機関のための職種別専門用語対訳集」を作成している。2008年度は、「電子機器組立て」について開発中である。

② 外国人研修生用職種別研修テキスト作成への支援

教材は、受入れ機関が自主的に作成し、これを研修現場で実際に活用することも望まれる。このため、近年特に研修・技能実習の内容が個別的・多様になっている現状を考慮して、受入れ機関が独自に作成・使用する教材について、一部助成する制度を2007年3月に創設した。

2008年度は、（社）日本建設機械化協会の「外国人研修生・技能実習生のための建設機械施工教本（中級用）」及び「外国人研修生・技能実習生のための建設機械施工教本（専門級用）」に対して助成した。

③ JITCO教材センターによる教材類の提供

2008年度は、制度理解の基本となる「外国人研修・技能実習制度概説」など改訂版として新たに刊行した5種類6点を含めて28職種31点（同一職種について外国語版のあるものを含む。）の教材の増刷、28職種48点の教材/CD（職種別トレーニングテキスト）の増刷を行い、188点の教材を販売した。

また、教材カタログ「教材のご案内」については、内容をよりわかりやすく、見やすくするため、レイアウトを変更して製作し、賛助会員を含め40,000部を配布した。

(5) 研修生・技能実習生の技能修得の促進

① 研修計画・技能実習計画の作成と履行状況の指導

研修計画・技能実習計画の作成に当たって、研修内容及び技能実習内容が到達目標と整合していること、目標とする技術・技能等に応じて修得レベルが段階的に計画されていること等について助言し、必要に応じて履行状況の指導を行った。

② 研修生・技能実習生の修得技能の評価促進

ア 「研修計画・技能実習計画と技能評価」の普及促進

受入れ機関が、研修計画・技能実習計画を作成する際に必要な知識やノウハウのほか、技能評価の迅速・的確な実施のために必要な技能検定試験等に関する情報を取りまとめた冊子「研修計画・技能実習計画と技能評価」の活用と普及に努めた。

イ 技能評価の広報活動の充実と報奨金の支給

技能検定等の上位級試験受検を通じた修得技能の評価の促進を目的とする「外国人技能実習生修得技能評価奨励事業」について、受入れ機関との連絡協議会やセミナー等において、積極的に広報活動を行った。2008年度は、技能検定基礎1級相当試験合格者344名、技能検定3級相当試験合格者408名に対して報奨金を支給した。

③ 技能実習修了者に対する修了認定証の交付

技能実習修了者に対して、その技能実習内容・期間等を記載した修了認定証を2008年度は40,254人に対して交付した。

(6) 外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会への支援等

① 外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会との全国会議の開催及び支援

外国人研修生受入れ団体中央・地方連絡協議会全体会議を2008年7月に開催し、各連絡協議会より、活動状況報告を受けるとともに、JITCOより研修生・技能実習生の最近の動向やJITCOの各種事業、制度運営の適正化の重要性について説明し、意見要望や提案事項について意見交換を行った。

② 外国人研修生受入れ団体地方連絡協議会の設立支援

全国各地の受入れ団体による自主的な連絡体制の整備や問題の改善への取組みを通じた研修・技能実習の成果向上を目的として、都道府県単位の連絡協議会の設立支援を行った。

2008年度は、新たに福井県・山口県・福岡県で設立され、合計で22道県となった。なお、助成金は20の中央・地方連絡協議会に対し交付した。

③ 研修生単独受入れ大手企業との情報交換会の開催

2008年11月、企業単独型受入れを行う大手受入れ企業17社の参加を得て情報交換会を開催し、研修・技能実習の適正かつ円滑な実施に係る情報提供や助言を行うとともに、企業側からの意見・要望を聴取した。

5 研修・技能実習の適正実施に関する指導

(1) 研修・技能実習に係る基準・ルールの普及徹底

① 研修に係る法令等の周知徹底

「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（法務省指針）及び同指針を受けて作成された、「外国人研修・技能実習事業における研修手当、賃金及び管理費

等に関するガイドライン」(JITCOガイドライン)は、研修・技能実習事業を適正に実施する上で非常に重要な指針となっており、各種セミナーや連絡会、技能実習移行時の実地調査等において周知徹底に努めた。

JITCOガイドラインについては、法務省指針が改訂されたことに伴い、2008年5月に改訂し、冊子として作成、配布した。また、英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳して、ホームページを通じて周知した。

② 技能実習に係る労働法令等の周知徹底

技能実習生を受け入れている第二次受入れ機関が遵守すべき事項の解説及び法令条項の記載などを中心とした「技能実習制度利用企業向け雇用・労働条件管理ハンドブック」の改訂を行い、全ての技能実習生受入れ機関に配布し普及促進を図った。

また、受入れ機関の人事・労務担当者等を対象として、労働基準法等の労務管理に関する規定の理解のための「労務管理セミナー」を14回(富山市、東京都、仙台市、福岡市、金沢市等)開催し、1,230名の参加を得た。

また、技能実習計画に沿った適正な技能実習の実施を促進するため、「技能実習記録」を2008年度から無料頒布とし、25,495部配布した。

③ 研修・技能実習適正実施キャンペーン会議の開催

2008年6月～7月に、法務省、厚生労働省、経済産業省の後援を得て、全国5ヶ所(札幌市、仙台市、高松市、広島市、福岡市)において「研修・技能実習適正実施キャンペーン会議」を開催した。第一次受入れ機関、関係行政機関、経済産業団体等から780名の参加を得た。

④ 「研修生向け処遇通知書」及び「研修記録」の普及

研修計画の通知と研修手当の適正な支払を確保することが極めて重要であることから、JITCOは、各国語版の「研修生向け処遇通知書」を作成し、受入れ機関に対しては、同通知書を研修生に交付するよう各種会議・セミナー・実地調査等の機会を通じて周知した。

また、研修計画に沿った適正な研修の実施を促進するため、「研修記録」を2007年度から無料頒布としているが、2008年度は20,724部配布した。

⑤ 研修手当・賃金に関する情報及び最低賃金情報の作成配布

研修手当及び賃金については、研修生・技能実習生への支払確保が極めて重要であることから、JITCOとしては、各種会議・セミナー・実地調査等の機会を通じて受入れ機関に対して指導・助言するとともに、「研修生・技能実習生の研修手当・賃金情報」を発行し、最低賃金情報を「雇用・労働条件管理ハンドブック」に掲載することにより、周知徹底に努めた。

⑥ 技能実習実施担当者講習会の開催

第一次受入れ機関の技能実習実施担当者を対象とした講習会を全国の駐在事務所で22回開催し、594名の参加を得た。

(2) 個別受入れ機関に対する調査・指導

① 調査相談員等による実地調査及び助言

適正かつ的確な研修生の受入れ及び技能実習への移行を期すため、研修実施機関の実地調査等を行う調査相談員を全国各地に52人(2008年3月31日現在)配置し、以下の実地調査・助言等を行った。

ア 受入れ機関から研修生の入国申請諸手続について点検依頼を受けた場合において必

要があると認めるときは、研修予定の研修施設や研修体制等について、また、現に研修が実施されている場合には、研修状況及び研修方法等について実地調査を行い、適正な研修が実施されるよう、助言を行った。その調査件数は417件であった。

イ 研修生・技能実習生の在留状況を把握するとともに、確実な帰国を推進するため、調査相談員が当該企業に赴き、助言を行っており、その件数は56件であった。

② 地方入国管理局からの依頼に基づく調査の実施

技能実習への移行に伴う在留資格変更許可申請及び移行後の期間延長に伴う在留期間更新許可申請に係る在留状況等評価は、2004年度から地方入国管理局が行うこととなり、この評価に当たり地方入国管理局が必要と判断した案件については、JITCOに調査依頼がある。この場合は、調査相談員が当該団体・企業に赴き、研修状況、生活状況及び技能実習状況等の調査を行い、その結果を地方入国管理局に報告することとしている。2008年度の調査件数は3,001件（在留資格変更：2,323件、在留期間更新：610件、実習先変更：68件）であった。なお、2008年度から企業訪問時に研修生・技能実習生と面談を行った。

③ 技能実習生受入れ機関に対する調査の実施

2008年9月末時点で一名以上の技能実習生を受け入れている全ての第二次受入れ機関（22,182機関）並びに当該機関を傘下に持つ全ての第一次受入れ機関（1,669機関）に対し、「技能実習生の労働条件等に係る自主点検表」を送付し、第一次受入れ機関は86%の1,431機関、第二次受入れ機関は67.3%の14,944機関より回答票を回収した。回収結果は厚生労働省へ報告するとともに、是正事項が発生している企業に対しては、地方駐在事務所による巡回指導を実施した。また、技能実習生に労働災害が発生した受入れ企業（445社）に対しては当該被災状況に関する補足調査を行うとともに必要な助言を行った。

④ 地方駐在事務所による巡回指導

効果的な技能の修得と関係法令等に基づく適正な技能実習制度の実施を図るため、受入れ機関に対して巡回指導を行っている。2008年度は11,170件の指導及び助言を行った。

また、巡回指導時には、技能実習生等と面談し、技能実習の進捗状況、処遇、健康状態等についての情報を直接収集することにより、技能実習の円滑な運営を図った。

さらに、地方駐在事務所による巡回指導の際、是正が必要と認められる事案については、文書もしくは口頭で助言・指導を行い、速やかな是正を促した。

(3) 受入れ団体等に対する助言・指導

① 受入れ団体等の「自主点検・報告」及び特別講習会の開催

2008年度は、富山県・石川県・福井県及び京都府・大阪府・兵庫県・奈良県に所在する主要な研修生受入れ団体等に対し、研修事業に係る体制及び実施状況等の自主点検の報告を求め、これに基づく実地調査を109団体等に対して実施し、個別に適正化について指導を行った。その後、自主点検及び調査結果に基づき、2008年11月に金沢市において、2009年3月に大阪市において、研修事業について改善すべき事項、留意点等についての講習会を開催した。

また、北海道内に所在する47団体に対する自主点検調査を行い、2008年10月に札幌市において自主点検結果に基づく講習会を開催したほか、地方自治体が行っている漁業研修について36自治体からの自主点検調査の回答を得て、その結果を集計し、受入れ実態を把握した。

② 改善実施状況のフォローアップ調査及び講習会の開催

技能実習移行時の在留資格変更許可申請及び移行後の在留期間更新許可申請に係る在留状況等評価に際し、地方入国管理局から依頼を受けて実施した実地調査において、調査相談員等から指摘された不適正な事案については、当該団体・企業に対して改善を促す文書を発出し、改善内容について回答を求めることとしている。2008年度においては、延べ289件の改善要請文書を発出した。さらに、改善要請文書を送付した受入れ機関の内、53団体に改善実施状況のフォローアップ調査を行い、改善点の確認その他の助言を行った。

これらの調査結果を踏まえ、2009年2月に長野市において適正化推進講習会を実施した。

③ 受入れ企業等に対する集団指導の実施

受入れ企業等との連絡協議会を7回（大分市、岐阜市、福山市、出雲市等）開催した。JITCOからの現況説明及び受入れ企業等との情報交換等を通じて制度の実態及び問題点を明確にし、技能実習制度の適正な運営と健全かつ円滑な受入れの促進を図った。

(4) 新規受入れ団体に対する適正化支援

2005年及び2006年に新規に研修生の受入れを開始した団体を対象に、2007年度に実施した自主点検の結果に基づき、助言を求める団体を中心とした30団体を訪問し、助言・援助を行った。

(5) 研修生・技能実習生の失踪・不法就労防止対策の推進

① 研修生・技能実習生に対する指導

「研修生・技能実習生向け 研修・技能実習ガイドブック」及び「研修生の友」の配布等を通じて研修生・技能実習生の失踪・不法就労防止に努めた。

② 受入れ機関の失踪防止対策の指導

受入れ機関との連絡協議会や各種会議・セミナー及び実地調査時等において失踪防止対策の推進を行った。

また、各種パンフレットを通じて、受入れ機関に対し、失踪防止対策について対応を強化するよう指導・助言した。

③ 事業協同組合等に対する指導

団体監理型第一次受入れ機関のうち、事業協同組合や農業分野の受入れ団体におけるトラブル発生を防止するため、全国及び各都道府県の中小企業団体中央会等、受入れ団体の上部機関との情報交換を行い、協力して受入れ機関に対する指導を実施した。

④ 送出し機関への失踪防止対策の要請

研修生・技能実習生の失踪防止には、送出し業務の適正化が肝要であることを踏まえ、各国政府窓口との協議及び各国関係者の来訪等様々な機会を利用し、失踪防止への意識向上と送出し業務の改善を働きかけた。

(6) 受入れ機関の不適正事案等への対応

① 不適正事案の改善のための助言

不適正な事案が発生した際に、法務省入国管理局及び労働基準監督署の指導に迅速・的確に対応し、速やかな改善を図るよう助言した。受入れ団体、受入れ企業の変更が発生した際には、必要な助言を実施した。

② 受入れ機関等への指導及び研修生・技能実習生への支援

企業に対して巡回指導を行う際は、必ず技能実習生との面談を行い、企業の説明と齟齬がある場合は、再度企業に確認し、必要があれば指導するなど技能実習生から発せられる問題点についての解決・改善を図った。なお、巡回指導で把握した重大かつ悪質な事案に関し、行政の改善指導による解決を図るため、法務省及び厚生労働省に情報を提供し、指導要請を行った。

③ 重大かつ悪質な事案の行政への指導要請

母国語相談を通じて得た諸案件の中でその内容が悪質と思われるものを毎月抽出し、参考情報という形で関係行政機関に対し情報提供を行った。

(7) 国の行政機関等との連携の強化

① 法務省・地方入国管理局とJITCOとの意見交換会の開催

研修生・技能実習生の入国・在留手続に係る相談・助言、申請書類の点検及び申請取次ぎ等の手続を適正かつ円滑に実施するため、法務省と本部職員との意見交換を始め、JITCO本部職員及び当該地区担当の調査相談員と全国8地方入国管理局の研修関係担当官との意見交換会を開催した。

② 研修・技能実習関係地方行政機関とJITCOとの連絡会議の開催

JITCOでは、関係行政機関と必要な情報交換を行い、制度の円滑な推進と適正な運営を図ることを目的として、2008年度に関係行政機関との連絡会議を全駐在事務所にて、29回開催した。

6 研修生・技能実習生の安全・衛生の確保と災害補償

(1) 労災事故防止のための助言・支援活動の推進

① 巡回相談の実施及び安全衛生セミナーの開催

全国に安全衛生アドバイザーを18名配置し、アドバイザーと駐在事務所との連携を保ちつつ、受入れ企業への巡回相談（531件）を行った。

また、受入れ機関の安全衛生担当者等を対象に受入れ職種に配慮した災害・疾病防止対策をテーマとする「安全衛生セミナー」を6回（名古屋市、福井市、東京都、福岡市、大阪市、広島市）開催し、308名の参加を得た。

② 自主的に開催する安全衛生等講習会への支援

第一次受入れ機関が傘下企業に対して自主的に開催する安全衛生等講習会に対し、外部講師費用の助成を行った。

③ 労災事故防止情報の提供と安全衛生教育の充実

ア 技能実習生の労災事故統計、通勤災害統計、農家の労災保険に関する情報提供として、「労災保険ニュース」（受入れ企業・団体及び技能実習生向け中国語版・インドネシア語版・ベトナム語版、英語版、日本語版合計137,000部）を作成し、全受入れ企業・団体、技能実習生に配付した。

イ 技能実習生の安全・衛生に関する諸情報を提供するために「安全衛生ニュース」（受入れ企業・団体及び技能実習生向け中国語版・インドネシア語版・ベトナム語版・英語版・日本語版合計137,000部）を作成し、全ての受入れ企業・団体、技能実習生に配付した。

④ 特別教育に対する支援

特別教育用テキスト「グラインダ安全必携」「粉じんによる疾病の防止」の翻訳本（中国語版・インドネシア語版・ベトナム語版・英語版合計各8,000部）を発行し、配付した。

(2) 日常生活における事故・疾病防止のための助言・支援活動の推進

① 巡回相談の実施及びメンタルヘルスセミナーの開催

メンタルヘルスアドバイザーが、受入れ企業への巡回相談（88件）、電話相談を行ったほか、「自己診断アドバイスシート」の活用による効果的な助言を行った。

また、受入れ機関の生活指導員等を対象に、メンタルヘルスに関する基礎的知識を付与するために「メンタルヘルスセミナー」を6回（広島市、長崎市、名古屋市、大阪市、東京都、仙台市）開催し、231名の参加を得た。

② 生活事故・疾病防止対策関連ビデオの作成・配布

受入れ団体が、集合研修時の副教材等として活用するために、生活事故防止対策ビデオ/DVD「交通事故死は防げるー自分で守ろう自分の命ー」（中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、英語版、日本語版）を作成し、配付した。

③ 安全衛生対策検討委員会等の開催

安全衛生対策検討委員会を開催し、「医療機関への自己申告表」「補助問診表」を改訂し、配付した。

また、研修生・技能実習生の死亡事故の発生防止を図るため、水戸市、高松市の2ヶ所において「外国人研修生・技能実習生死亡事故防止会議」を開催し、185名の参加を得た。

④ 災害事例等の広報

研修生・技能実習生に係る事故に関する情報を「安全衛生ニュース」、ホームページ等により受入れ機関に提供し、自主的な災害防止活動の支援に努めたほか、災害等に関する資料等を作成・配付するとともに、研修生・技能実習生に係る災害・死亡事故防止等の情報を、ホームページ、パンフレット、リーフレット等により提供した。

(3) 研修生・技能実習生に対する補償対策の推進

① 労働保険・社会保険加入の周知と労災保険給付に関する助言・支援

労災保険受給支援や労働災害防止などを内容とした労災保険相談員による巡回相談を145件実施した。また、「外国人研修生・技能実習生と労働・社会保険Q&A」を改訂し、巡回指導、各種セミナー、協議会等の配付資料として活用し、労働保険・社会保険加入の周知を図った。

② 研修生・技能実習生総合保険の迅速給付の促進

支払幹事損害保険会社に対して、外国人研修生・技能実習生総合保険の保険金請求時の迅速な給付のため、請求書類一式受理後1ヶ月以内に保険金支払手続きが完了するよう要請するなど徹底を図った。

③ 外国人研修生・技能実習生死亡弔慰金の支給

賛助会員傘下の受入れ企業に在籍した18名の研修生・技能実習生の死亡に対し死亡弔慰金により、その遺族に弔意を表した。

7 研修生・技能実習生に対する母国語情報提供と相談支援

(1) 研修生・技能実習生に対する母国語情報提供

① 各国語版「研修・技能実習ガイドブック」の配布

研修生・技能実習生が、制度及び処遇について理解するための一助として必要に応じて配布、またホームページでも周知を図った。

② 母国語情報紙「研修生の友」の提供

研修生・技能実習生に対する母国語相談事業の一環として、日本語対訳付きの母国語情報紙「研修生の友」（中国語版、インドネシア語版、ベトナム語版、タイ語版、ひらがな・英語版）の冊子を毎月発行し、第一次受入れ機関（約2,700）及び第二次受入れ機関（約25,000）宛に直接送付し、研修生・技能実習生への配布・回覧を図った。

記事は、研修生・技能実習生にとって関心の高い「祖国のニュース」、「日本のニュース」、「JITCOからのお知らせ」、研修・技能実習制度に関する情報等を提供する「研修・技能実習情報」及び「ミニ情報」で構成している。

なお、「ミニ情報」については、手軽に作ることができる家庭料理を紹介する「日本のおふくろの味」、日本の風景や季節の話題を紹介する「ことばの歳時記」、また、今話題となっている事柄を紹介する「日本のいま」を掲載した。

③ 各国語版労働法令概要パンフレットの配布

技能実習生等に対し、我が国の労働法令の概要に関する母国語パンフレット「労働条件のしおり」を配布した。

④ 実習生手帳の配布

実習生手帳とは、技能実習生が日本での技能実習で必要となる労働関係法令の概要、安全衛生情報、日常生活に必要な情報等を母国語と日本語とを併記して1冊の携帯用冊子にまとめ、技能実習移行時に無償で配布している手帳である。

2008年度は64,550冊（中国語版50,315冊、英語版561冊、インドネシア語版3,432冊、ベトナム語版5,709冊、タイ語版1,295冊、フィリピン語版3,238冊）配布した。

(2) 研修生・技能実習生に対する母国語相談等の実施

研修生・技能実習生からの母国語相談を受けるため、中国語、インドネシア語及びベトナム語のスタッフを配置し、電話・手紙等による相談に応じている。2008年5月より、土曜日の母国語相談を新たに開始した。相談内容は、研修・技能実習制度の内容や研修手当・賃金、労働時間に関する相談から、労働・社会保険、医療費用等に関する相談まで多岐にわたっている。

また、相談の中で、特に問題のある案件については、相談案件協議委員会にて検討の上、JITCO全体として対応に当たっている。

2008年度の母国語相談受付状況は、次の通りである。

	平日	土曜日	合計
中国語	1,879件	563件	2,442件
インドネシア語	90件	49件	139件
ベトナム語	544件	157件	701件
合計	2,513件	769件	3,282件

なお、平日の母国語相談は、中国語相談は毎週木曜日、インドネシア語相談は毎週火曜日、ベトナム語相談は毎週金曜日である。また、土曜日の母国語相談は、3ヶ国語とも行っている。

(3) 継続が困難となった研修生・技能実習生に対する支援

① 受入れ企業の倒産等における対応

団体監理型受入れにおいて、受入れ企業の倒産又は受入れ機関の不正行為認定により研修・技能実習を継続することが困難になった場合であって、研修生・技能実習生本人に責がなく、研修・技能実習の継続を希望するときは、改訂法務省指針を踏まえ管轄の地方入国管理局の指導の下に、研修・技能実習と同じ職種の他の企業に移籍できるよう情報提供等の支援を行った。

受入れ企業が倒産等に至った研修生・技能実習生について、各部連携の下、必要情報の収集に当たり、対応を検討の上、他の受入れ先等の紹介・斡旋や未払研修手当、賃金の確保等の対策を講じた。

受入れ企業の倒産、業績悪化等に伴う研修生・技能実習生を他の受入れ先へ紹介・斡旋する場合、基本的に同一受入れ団体傘下の受入れ企業に斡旋しており、2008年度は124名の斡旋を行った。

また、世界金融危機に端を発した急激な経済不況に伴う対策として、2009年1月末に、「経済状況悪化対応のための緊急相談窓口」を設け、研修生・技能実習生が不利益をできるかぎり被らないよう、助言・支援を行った。

② 受入れ企業倒産における未払賃金立替払制度の迅速な適用促進

受入れ企業の倒産等により、雇用されている技能実習生に対する賃金不払いが判明したケースについては、「企業倒産等に伴うJITCOの対応方針」に基づき迅速に対応した。特に、未払賃金立替払制度適用の可能性のある場合には、関係者に助言支援を行った。

③ 未払研修手当等の確保のための受入れ機関相互扶助制度の創設の促進

受入れ団体において企業等倒産時の未払研修手当等に備えて保全預金を積み立てる「受入れ機関相互扶助制度」の創設を促進するとともに、その円滑な運営を支援するための「相互扶助制度設立運営助成事業」（設立運営の経費の一部を助成）及び「相互扶助制度支援事業」（企業倒産等の場合の積立金不足に対する無利子貸付け）の周知に努めた。

8 研修・技能実習に関する広報・啓発の展開

(1) JITCO 交流大会の開催

研修・技能実習の成果や受入れ事業関係者の真摯な取組みを紹介し、その成果と体験を周知することにより、研修・技能実習事業の成果向上並びに適正実施を推進するため、2008年10月に賛助会員等375名の参加を得てJITCO交流大会を開催した。

大会では、外国人研修・技能実習事業を適正かつ継続的に実施し、本事業の趣旨・目的に沿った顕著な成果を上げた5団体1企業の受入れ機関の表彰を行うとともに、日本語作文コンクール受賞者の表彰を行った。

(2) 実務セミナー・相談会等の開催及び支援

① JITCO本部における定例説明会

本制度についての基本的説明及び個別相談を行うために本部で37回、地方で4回（福岡市、仙台市、名古屋市、大阪市）計41回開催した。本制度の理念が正しく理解された上で制度活用がなされることに最重点をおいた説明を行うことに努めている。

② 外国人研修生受入れ実務セミナーの開催

受入れ事業責任者・研修業務担当者を対象に、各受入れ形態における法的要件、申請実務、生活指導等、受入れ事業に必要な実務全般についてのセミナーを実施した。「団体監理型コース」は、東京で4回、大阪で1回、「企業単独型コース」は東京で2回開催した。

③ 建設業関係説明相談会の開催

建設分野の研修生・技能実習生の受入れ状況の把握及び本制度の適正な運営に資するため、受入れ団体・企業33機関を対象に、説明相談を実施した。また、外国人研修・技能実習制度の周知を図るため、行政機関・建設業団体・企業を対象に3行政機関、6団体、8社で説明会等を実施した。

④ 農林水産分野等における現地相談会の開催

本制度の周知徹底やルールの遵守を図るために、7農政局での説明会を含め、受入れ機関・受入れ農家を対象に研修・技能実習制度の説明会を29回実施した。

⑤ 講師派遣事業の推進

都道府県中小企業団体中央会等との連携を主体にしつつ、随時必要とされる個々の中小企業団体への講師派遣要請にも対応しながら本制度の概要、適正・効果的な制度運用のための必要事項等を説明するため講師派遣事業を推進した。

(3) 広報活動の推進

① JITCO総合パンフレットや各種パンフレット・ガイドブック等による積極的な情報提供

JITCO総合パンフレットは、JITCOの概要、外国人研修・技能実習制度、JITCOの主な事業等を解説した総合案内冊子で、制度の全体的な概要やJITCOが提供するサービス等を説明するために、説明・相談やセミナー等で使用されている。

また、最新の研修生・技能実習生の受入れデータ等への改訂を行い、各種の説明会等で活用するとともに、賛助会員等からの要請に応じて提供し、研修・技能実習制度の正しい理解と受入れ事業の適正な実施を促進した。

② ホームページによる迅速かつ広範な情報提供

JITCOホームページでは、外国人研修・技能実習制度、受入れ事業の実施及びJITCOの総合支援事業に関する様々な情報を提供している。この情報は、研修生・技能実習生の受入れ機関や関係団体、研修生の送出し国や送出し機関及び研修生候補者向けに、日本語、英語及び中国語の3言語で提供している。

③ 総合情報誌「かけはし」の配布及び重要情報の提供

総合情報誌「かけはし」は、研修・技能実習事業の適正かつ効果的な実施に資することを目的として、JITCO賛助会員及び会員である団体の傘下企業をはじめ、関係行政機関や関係団体向けに年6回（約60,000部／回）発行した。

新規コーナーとして、学識経験者等による産業分野の現場解説「ザ・ものづくり」、専門家による受入れ企業の経営等に役立つ情報「イキイキ経営塾」、日本語指導アドバイザーの実務経験をもとに、受入れ機関が実施する日本語教育の内容の充実と効果的な実施のノウハウを提供する「日本語のひろば」等を掲載した。

④ 「JITCO白書」の作成・配布

外国人研修・技能実習の動向やJITCOの各種支援・指導等の推進状況を取りまとめた「2008年度版 外国人研修・技能実習事業実施状況報告（JITCO白書）」を30,500部作成し、賛助会員及び関係行政機関等に広く配布した。また、今年度から政府刊行物センターにおいても無料配布版を設置し、広く広報に努めた。

⑤ 建設業分野の研修生・技能実習生受入れに関する情報提供

JITCOで把握している建設分野の受入れ状況に関するデータを元に、図表化した資料を作成し、受入れ団体・企業への訪問説明時に活用するとともに、建設業団体・企業への制度等に関する説明及び意見交換の場で活用した。また、JITCO建設情報（第1号、第2号）を発行した。

⑥ 農林水産・食品製造分野の研修生・技能実習生受入れに関する情報提供

各分野にわたる情報紙として「農林水産情報」を2回発行し、研修生・技能実習生受入れ現場の情報を提供した。

9 調査研究事業の推進

(1) 外国人研修・技能実習制度に関する調査研究事業

① 外国人研修生・技能実習生受入実態調査（高度技能実習制度の在り方について）

外国人研修生・技能実習生が研修・技能実習修了後再度入国し、より高いレベルの技能を修得するための「高度技能実習制度」導入のための各種検討基礎資料を抽出し、主要2業種についてスキルモデルケースを作成した。

これを補完するため、技能実習生受入れ企業を対象にアンケート調査を実施した。また、現行制度を活用する技能実習生受入れ企業を訪問し、受入れ状況の把握及び高度技能実習への要望等について、ヒヤリング調査を実施した。

国外においては、研修生・技能実習生を送り出している送出し国政府及び送出し機関等における「高度技能実習制度」導入及び希望する修得技能等についてのニーズを把握するためにヒヤリング調査を実施した。

② 農林水産・食品製造分野における研修生・技能実習生に関する調査研究

ア 農林水産省の委託事業として、「検討委員会」を3回開催し、「農業分野における外国人研修・技能実習制度運用上の留意点」を作成した。

イ 受入れ機関調査として、現地ヒヤリングを農業11ヶ所、食品製造業5ヶ所で実施し、受入れ機関の課題の分析を行った。

(2) 帰国した研修生・技能実習生に関するフォローアップ調査

① 開発途上国からの研修生等受入れに伴う実態調査の実施

2008年12月、ベトナムの送出し機関、派遣元企業及び帰国技能実習生等を対象として、JITCO職員及び外部有識者が、2週間にわたり、修得技能等の活用状況及び送出し機関における研修生の派遣状況等に関する調査を実施した。

② 外国人研修生・技能実習生の帰国後の就業状況に関する調査

2007年9月から12月までの間に帰国した技能実習生12,651人（716機関）を対象に帰国後の就業状況等を調査し、11,459人（604機関）からの回答を得て、その結果を集計した。調査結果は、帰国後元の職場に復職38.8%、日本で受けた研修と同種の仕事に転職

15.7%、日本で受けた研修と異なった仕事に転職8.0%、起業6.3%、求職中8.1%、不明9.3%、その他（進学、専業主婦等）13.8%であった。

③ 帰国実習生フォローアップ調査

技能実習生の日本での研修・技能実習状況、日本で修得した技術・技能等の帰国後の活躍状況等を把握するため、2008年11月から2009年4月までに技能実習を修了し帰国する予定の中国人、インドネシア人及びベトナム人各技能実習生10,541人を対象にアンケート調査（氏名等は無記名可、回答は主に多肢選択方式）を実施した。

（3）技能実習生の技能修得状況、賃金実態等調査の実施

① 技能修得状況の調査については、2008年12月から2009年3月までの間に技能実習を終了し、帰国予定（6ヶ月以内）の技能実習生を対象にJITCO地方駐在事務所の職員が巡回指導時に直接聞き取り調査として実施した。その結果は、技能修得に関する目標達成度として、「最初の予想以上に達成できた」「十分達成できた」とするものが96%であり、達成感を得て帰国している結果となった。

② 賃金実態調査については、技能実習生を9月末時点で受け入れている全ての企業に対し実施した自主点検調査結果を活用し、調査対象企業において最も支給額の少なかった技能実習生の調査月額賃金により本年度の技能実習生の賃金実態調査を行った。回答が寄せられた企業における技能実習生の支払賃金平均は約140千円で、平均控除額は約35千円であった。

（4）研修制度の利用状況に係わる実態調査の実施

技能実習に移行して間もない（元）研修生20,000人を対象にアンケート調査を行い、11,302人からの回答を得て、その結果を集計した。調査結果として、91.0%の研修生から技術・技能修得面で役立ったとの回答が得られるなど、制度の利用状況についてのデータを集計した。

10 財団としての健全な管理運営業務の推進

（1）財団の健全経営の推進

① 経営の健全化推進

ア 自主財源の確保及び各事業の効率的、効果的な事業運営に努めるとともに、適切な組織・体制を維持し、公益法人としての適正な運営確保を図った。

イ 法人としての透明性・適格性の確保に向け、監査法人（公認会計士）による外部監査を例年どおり実施するとともに、ホームページへの各種情報の掲載、「JITCO白書」の作成・公表等を通じて、研修・技能実習の実態やJITCOの支援活動、適正化指導等の状況を積極的に公表した。

ウ 評議員会等での意見を十分に聴取して、事業運営に当たるとともに、送出し国政府・送出し機関、我が国の経済・産業団体、受入れ機関や外国人支援団体等の関係者からも、意見を積極的に聴取し、事業運営に活かした。

② 事業の効率的な執行

職員研修等による能力開発・向上及び人材の適材適所への配置等を行い、効率的な執行に努めた。

③ 事業計画・事業報告及び予算・決算等関係事務の的確な推進

2008年6月の2007年度事業報告・収支決算並びに2009年3月の2009年度事業計画・収支予算に関する事務等、寄附行為に則った事務を的確に遂行し、評議員会・理事会の円滑な審議と主務官庁への的確な報告を図った。

④ 事務の簡素・合理化の推進

業務執行体制、事務処理規程及び会計処理規程等の見直しを行い、JITCO基幹業務システム（J-BIS）を機能拡張し、事務の簡素化・合理化を推進した。

⑤ 新公益法人制度への対応

2008年12月1日に、新公益法人制度が施行されたのに伴い、移行準備作業に加え、移行審査に係る情報収集を行った。

⑥ 国への予算・制度要望

各種会議の場や、共管5省との会合等を通じ、事業の健全な推進に必要な予算や制度に関する要望を行った。

(2) 財団の管理運営

① 理事会・評議員会の開催

ア 第46回評議員会・第45回理事会の開催

(ア) 2008年6月23日経団連会館にて、評議員42名の出席（うち委任状提出37名）による第46回評議員会を開催し、2007年度（平成19年度）事業報告及び収支決算を議決し、理事の選任（4名の退任と5名の新任）を行った。

(イ) 2008年6月23日経団連会館にて、理事29名の出席（うち委任状提出20名）による第45回理事会を開催し、2007年度（平成19年度）事業報告及び収支決算を議決し、評議員の選任（11名の退任と11名の新任）を行った。

イ 第47回評議員会・第46回理事会の開催

(ア) 2008年10月17日財団法人国際研修協力機構本部にて、評議員42名出席（うち委任状提出35名）による第47回評議員会を開催し、理事の選任（1名の退任と1名の新任）を行った。

(イ) 2008年10月17日財団法人国際研修協力機構本部にて、理事30名の出席（うち委任状提出23名）による第46回理事会を開催し、理事の互選により常務理事（1名）を選任した。

ウ 第48回評議員会・第47回理事会の開催

(ア) 2009年3月23日経団連会館にて、評議員42名の出席（うち委任状提出34名）による第48回評議員会を開催し、2009年度（平成21年度）事業計画及び収支予算を議決し、理事（30名）の改選並びに監事（3名）の改選を行った。

(イ) 2009年3月23日経団連会館にて、理事30名の出席（うち委任状提出21名）による第47回理事会を開催し、2009年度（平成21年度）事業計画及び収支予算を議決し、評議員（41名）の改選並びに会長、理事長、専務理事及び常務理事の選任を行った。

② 監査法人による外部監査の実施

監査法人（公認会計士）による外部監査を例年通り実施し、会計事務は適正に行われているとの評価を得た。

③ 所管各省の立入検査等の受検

JITCOは、5省（法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）共管の公益法人であり、業務の運営状況、各事業の内容及び実施状況、会計処理、収支及び資産の

状況、予算及び決算の状況等について、毎年、必要な報告を各省に行っているが、2008年度は、厚生労働省（11月19日）、経済産業省（11月19日）、国土交通省（11月19日）、法務省（3月13日）による立入検査が実施された。

（3）財団の事業推進体制の整備

① 情報セキュリティ対策の推進

新入職員等に4月と10月の2回、情報セキュリティ対策教育を実施し、情報セキュリティ実現に必要な事項を説明するとともに職員の意識高揚を図った。

② JITCO基幹業務システムの安定稼働と改善の推進

機能拡張を上期・下期に各1回実施し、システム機能の拡張を図るとともに、各種障害に迅速に対応しシステムの安定稼働を実現した。

③ 職員研修の充実

年間計画に基づき、「接遇研修」、「セクハラ研修」について研修を実施するとともに、若手職員を対象とする「在留評価及び巡回指導同行研修」を行い、職員の職業能力の向上を図った。

④ 本部・地方駐在事務所の体制拡充と環境整備

本部及び地方駐在事務所について、業務量等を考慮した適切な人事配置を行うとともに、来訪者の利便性に配慮した事務所の環境整備を行った。また、3月に富山駐在事務所を移転した。

（4）賛助会員の募集・管理

JITCOでは事業の円滑な運営に資するために、賛助会員制度を設けている。この制度による2008年度末の在籍会員数は企業・個人、団体を合わせて2,711先（うち企業・個人会員777先、団体会員1,934先）、団体傘下の企業等は25,580先となった。年度末比で、会員数は75先の増加（企業・個人会員は51先の減少の一方、団体会員は126先の増加）、団体傘下企業等は1,411先の増加となった。